

4 下水道事業

1 事業数

66事業

(前年度比増減なし)

(内訳)

法適用事業 3事業

法非適用事業 63事業

事業名	事業数
公共下水道	32
特定環境保全公共下水道	11
特定公共下水道	1
農業集落排水	20
特定地域生活排水処理	2
合計	66
団体数(市町村+一部事務組合)	43

市町村合併や特定公共下水道の公共下水道への統合により、近年事業数は減少傾向にあるが、本年度は前年度から増減はない。

2 事業の概要

(1) 下水道の普及状況

(単位：％，人)

	普及率		現在処理区域内人口
	23年度	22年度	
公共下水道	73.3	72.4	4,274,486
特定環境保全	4.2	4.2	82,430
農業集落排水	2.4	2.4	52,624
特定地域排水処理	14.06	18.08	2,161

(2) 水洗化率

(単位：％)

	水洗化率		全国平均 (22年度)
	23年度	22年度	
公共下水道	94.4	94.3	93.8
特定環境保全	89.6	88.6	76.6
農業集落排水	77.9	77.1	81.3
特定地域排水処理	100.0	71.7	77.8

水洗化率の県内平均は、農業集落排水を除き、公共下水道、特定環境保全、特定地域排水処理において、全国平均を上回っている。

(3)有収率

(単位：%)

	有 収 率		全国平均 (22年度)
	23年度	22年度	
公共下水道	80.0	79.6	81.2
特定環境保全	93.3	92.5	87.5
農業集落排水	97.0	96.5	92.8
特定地域排水処理	100.0	100.0	99.8※

※個別排水処理に係る数値も合わせた平均値。

有収率を低下させる不明水は、上水道における漏水と同様の性格を持つものであることから、企業努力によりその削減に努める必要がある。

3 経営状況

(1)経営状況

①収益的収支 【】内は前年度比増減

《法適用事業》

経常利益	1,301百万円	【5.3%減】
経常利益を生じた事業	1事業	
経常損失を生じた事業	2事業	
経常収益	24,699百万円	【0.3%減】
うち料金収入	15,003百万円	【1.9%減】
うち他会計繰入金	9,603百万円	【2.7%増】
経常費用	23,398百万円	【0.06%減】
うち職員給与費	806百万円	【2.2%減】
うち支払利息	6,844百万円	【10.2%減】
うち減価償却費	9,276百万円	【3.3%増】
累積欠損金	386百万円	【56.3%増】

《法非適用事業》

ア 下水道合計（公共下水道，特定公共，特定環境保全，農業集落排水）

収益的収支比率	81.6%	【2.3%減】
総収益	70,505百万円	【1.2%増】
うち料金収入	45,522百万円	【1.8%減】
うち他会計繰入金	23,819百万円	【6.0%増】
総費用	47,879百万円	【4.0%増】
うち職員給与費	2,999百万円	【2.8%減】
うち支払利息	15,970百万円	【5.3%減】

イ 浄化槽 (特定地域排水処理)

収益的収支比率	82.7%	【5.6%減】
総収益	33百万円	【±0%】
うち料金収入	23百万円	【4.5%増】
うち他会計繰入金	10百万円	【9.0%減】
総費用	33百万円	【±0%】
うち職員給与費	0.8百万円	【±0%】
うち支払利息	7百万円	【±0%】

②資本的収支

《法適用事業》

資本的収入	11,771百万円	【20.8%減】
うち企業債	6,978百万円	【16.6%減】
うち他会計繰入金	1,081百万円	【7.8%減】
資本的支出	22,991百万円	【11.7%減】
うち建設改良費	8,907百万円	【24.7%減】
うち企業債償還金	13,819百万円	【2.3%減】

《法非適用事業》

ア 下水道合計 (公共下水道, 特定公共, 特定環境保全, 農業集落排水)

資本的収入	53,336百万円	【4.8%増】
うち地方債	25,950百万円	【8.7%増】
うち他会計繰入金	11,968百万円	【3.1%減】
資本的支出	76,194百万円	【4.4%増】
うち建設改良費	37,388百万円	【5.8%増】
うち地方債償還金	38,524百万円	【3.0%増】

イ 浄化槽 (特定地域排水処理)

資本的収入	61百万円	【17.3%増】
うち地方債	13百万円	【23.5%減】
うち他会計繰入金	20百万円	【17.6%増】
資本的支出	61百万円	【17.3%増】
うち建設改良費	54百万円	【14.9%増】
うち地方債償還金	7百万円	【40.0%増】

(2) 使用料単価と処理原価

(単位：円/㎡)

	公共			特定環境保全			農業集落排水		
	県内平均		全国平均 (22年度)	県内平均		全国平均 (22年度)	県内平均		全国平均 (22年度)
	23年度	22年度		23年度	22年度		23年度	22年度	
法適用事業									
使用料単価	135.7	136.2	136.2	90.8	90.7	155.4	—	—	154.9
汚水処理原価	122.0	119.6	—	109.2	101.0	—	—	—	—
汚水処理原価※	132.2	145.5	—	202.4	196.5	—	—	—	—
法非適用事業									
使用料単価	139.0	139.2	133.1	173.0	169.8	154.5	133.7	135.5	142.3
汚水処理原価	155.0	149.9	—	320.8	265.6	—	320.9	327.2	—
汚水処理原価※	183.2	177.5	—	398.3	320.7	—	551.6	551.4	—

※分流式下水道等に要する経費を控除する前の値。

法適用事業の公共下水道では、使用料単価が汚水処理原価（分流式下水道等に要する経費を控除する前・後いずれもの原価）を上回っている。

法非適用事業の公共下水道、特定環境保全及び農業集落排水では、全事業で使用料単価が汚水処理原価を下回っている。

なお、平成23年度に使用料改定を行ったのは2団体3事業（公共下水道2，農業集落排水1）である。

(3) 経費回収率(特定公共・浄化槽事業を除く)

(単位：%)

	公共			特定環境保全			農業集落排水		
	県内平均		全国平均 (22年度)	県内平均		全国平均 (22年度)	県内平均		全国平均 (22年度)
	23年度	22年度		23年度	22年度		23年度	22年度	
法適用事業									
経費回収率	111.2	113.9	104.1	83.1	89.8	65.2	—	—	53.5
経費回収率※	102.7	93.6	—	44.8	46.2	—	—	—	—
維持管理費の使用料による回収率	261.3	296.1	238.5	193.0	242.7	165.5	—	—	89.7
法非適用事業									
経費回収率	89.7	92.9	77.3	53.9	63.9	55.8	41.7	41.4	50.9
経費回収率※	75.9	78.5	—	43.4	53.0	—	24.2	24.6	—
維持管理費の使用料による回収率	172.9	188.9	174.2	136.5	143.2	105.3	66.9	67.2	76.4

※分母の汚水処理原価が、分流式下水道等に要する経費を控除する前の値。全国平均(下水道事業全体)は、法適用企業 91.5%、法非適用事業 53.1%

公共下水道と特定環境保全の県内平均は、全国平均と比較して概ね同等かそれを上回る傾向が続いているが、農業集落排水の県内平均は全国平均を下回る傾向が続いている。

経費回収率は供用開始後経過年数が増えるとともに、通常上昇していくが、類似団体の平均と比較して低い水準にある事業体は、早急に経営管理の効率化や料金の適正化に取り組むことが求められる。

参照：第3編 第2章 業種別団体別経営比率等一覧表 4 公共下水道事業 (P176～)

4 現状と課題

(1) 計画的な事業の実施

① 現状

平成23年度の現在処理区域内人口は4,409,633人(前年度比0.9%増)となっており、下水道は健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に欠かすことの出来ない社会基盤となっている。

② 課題

下水道事業は一般に建設投資規模が大きく、建設期間も長期にわたるなど、地方公共団体の財政運営に与える影響が多岐であることを十分認識し、人口動態や普及率、水洗化率の伸率など、現実的な見通しに基づく収支計画を踏まえて適切な事業の実施に努める必要がある。

また、下水道事業を実施するに当たっては、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の多種多様な処理施設の中から、地理的、社会的条件に応じて最適な処理施設を選択し、計画的・効果的に整備を行う必要がある。

(2) 使用料の適正化、維持管理の効率化等経営基盤の強化

①現状

平成23年度の有収率は79.7%（下水道全事業。ただし、法適用事業及び特定地域排水処理事業を除く。以下、同じ。）で前年度比0.4%上昇した一方、汚水処理原価は158.14円で3.3%増加している。

また、公共下水道の経費回収率は法適用事業で112.3%（分流式下水道等に要する経費を控除する前の数値で102.7%。以下、同じ。）、法非適用事業で89.7%（75.9%）と、大半が低い水準となっている。

②課題

維持管理業務のうち委託可能なものについては、積極的に民間等への委託を推進するとともに、上水道事業との料金徴収の一元化等、地方公共団体内部の他部門との共同処理や相互協力、普及率の向上に伴い今後増加が見込まれる下水汚泥の広域・共同処理に取り組むなど、より一層の経費削減を図る必要がある。

また、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で負担すべき経費を他会計からの繰入により賄っている地方公共団体にあつては、下水道事業に対する一般会計の負担により地方公共団体の財政に支障が来すことがないように、使用料を早急に適切な水準に引き上げる等経営の健全化を図る必要がある。

なお、資本費や維持管理費を考慮した長期の財政計画等を策定する場合、経費回収率については、平成18年度の繰出基準の見直しにより設けられた分流式下水道等に要する経費を控除する前の数値を参考とすることが必要である。

(3) 地方公営企業法適用の推進

①現状

県内で地方公営企業法を適用しているのは千葉市の公共下水道と特定環境保全、八千代市の公共下水道事業の3事業のみである。料金算定の考え方や今後の経営計画等情報公開への対応や経営基盤強化の観点から、地方公営企業法の適用に取り組むことが求められている。

②課題

下水道事業にあつては、多額の資産を有し中長期的に経営を判断する必要があることから、企業会計原則による損益取引と資本取引を区分し、発生主義による期間損益計算を行い、財務諸表により財政状態及び経営成績を表示し、把握することにより、経理内容の明確化と企業経営の健全化を図る必要がある。

したがって、現在、法非適用の事業については、公営企業会計制度の見直しの趣旨を踏まえて、地方公営企業法の適用に向けて取り組むことが必要である。